

平成 25 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 26 年 7 月 4 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第5 監査の結果

2 個別事項

(2) 総務部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
安全安心推進課	<p>ア 改善等を求める指摘事項</p> <p>(ア) 浜田市交通安全対策協議会補助金について</p> <p>安全安心推進課が所管する浜田市交通安全対策協議会の書類と、安全安心推進課の決裁文書が同じファイルに綴られていた。別人格の書類は別綴りとするよう改善されたい。</p>	<p>別人格の書類は別綴りとしました。</p>
	<p>(イ) 浜田市クレーム対応力強化研修委託契約について</p> <p>a 1号随意契約該当事例であるが、契約規則第23条第1項に規定された2人以上の者から見積書を徴しておらず、また、契約規則第23条第2項に規定された見積調書も作成されていなかった。規則等を遵守した事務となるよう改善されたい。</p> <p>b 随意契約であっても有利な価格によって契約できるよう、競争性の導入についても検証されたい。なお、特命随意契約とするときは、その選定理由を明らかにされたい。</p>	<p>1号随意契約の際には、必ず2社以上から見積書を徴し、見積調書を作成するようにしました。</p> <p>また、常に競争性について意識するとともに、特命随意契約とする場合は、その選定理由を明らかにします。</p>
	<p>(ウ) 自主防災組織育成事業補助金について</p> <p>当初の申請内容と異なった事業の追加について、大きな事業のくくりとして同一事業であるとの見解から変更申請なしで承認しているが、本補助金の対象事業は、①防災資機材整備事業、②防災訓練等事業、③その他市長が必要と認める事業とされており、②の事業のみで申請された事例に、①の事業を追加する場合は、補助金規則第9条</p>	<p>対象事業を確認し、補助金規則第9条第1項第2号の補助事業の内容の変更に該当する場合は、変更申請書の提出を求めるよう留意します。</p>

	<p>第 1 項第 2 号の補助事業の内容を変更しようとするときに該当するため、補助事業等計画変更申請書の提出が省略できないケースである。補助対象事業に区分を設けているときは、変更申請が必要となる場合があるので留意されたい。</p>	
	<p>イ 改善等の検討を求める意見 (ア) 補助金事務について 実績報告書の提出が遅いものが複数見受けられた。補助金運用基準第 5 の規定に従い、2 週間以内の提出となるよう補助事業者の指導を強化されたい。</p>	<p>補助金運用基準第 5 の規定に従い、実績報告書の提出を 2 週間以内となるよう徹底します。</p>
<p>管財課 (現：財産管理課)</p>	<p>ア 改善等を求める指摘事項 (ア) 入札執行伺 (独自様式) について 現在、管財課で使用している入札執行伺 (独自様式) については、起案日、決裁日、施行日等の欄が無く、意思決定のなされた日や入札通知を行った日などが確認できない。独自様式を使用する場合には、文書事務担当課 (現総務課法令文書係：文書事務の改善指導に関すること) に確認し、起案文書として必要最低限の項目は記載すべきである。速やかに改善を図られたい。</p>	<p>本書式は独自様式ですが、もとは発注担当課が作成していた起工稟議 (起案) の添付資料でした。それを財産管理課が倣ったもので、文書保存上も発注担当課に属するものです。総務課法令文書係にも確認をし、簡易決裁で処理可能な案件として、ご指摘のうち起案日等は特に必要ないものと確認をしました。ただし、施行日については必要な処理と考え、今後は本様式に文書処理印等で明記するように改善いたします。</p>
	<p>イ 改善等の検討を求める意見 (ア) 浜田市・江津市旧有福村有財産共同管理組合のあり方について 現在ある 3 箇所 (御前湯、弥生湯、早月湯) を両市で共同管理している。平成 25 年 12 月に利用者が減少していた原爆センター (原爆被害者有福温泉療養研究所 (有福温泉荘)) の撤退による分湯収入の減と基金 (約 120 万円) の枯渇が問題となっている。 この対策として、広域行政組合への移管を検討し広域移管及び値上げを含</p>	<p>有福温泉公衆浴場については、平成 26 年 2 月 17 日に開催した地元説明会において、共同管理組合事務の将来における浜田地区広域行政組合へ移管及び定期券の取扱い変更を含む入湯料の値上げについて理解を求めました。その後、平成 26 年 3 月 24 日開催の平成 26 年第 1 回浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会において入湯料条例改正が賛成多数により可決され、平成 26 年 4 月 1 日から定期券の浜田市江津市全市民対象化を含む新入湯料としております。</p>

	<p>めた定期券の取扱いの変更などを地元説明会で諮ったが、紛糾し停滞している状況である。両市にとってより良い対応策を見出し、早期に解決をしていただきたい。</p>	<p>今年度は、平成20年度に設置した浜田市、江津市及び浜田地区広域行政組合による移管検討委員会を再開し、共同管理組合事務の移管協議をすすめているところだ。</p>
	<p>(イ) 公共施設白書作成等について 平成25年度は白書暫定版を作成、平成26年度には住民アンケート、白書・再配置計画(素案)の完成版を作成することである。 市が保有する資産の老朽化の現状、利用や稼働の状況、施設運営に係る経費や現時点での課題等を示す目的のため、スケジュールに沿って作成された。この白書において、今後必要な更新費用と確保できる予算との差を埋めるために必要な施設面積の縮減などの方策、施設の老朽化、利用度、維持管理経費などに基づく施設評価方法、個別施設の状況などを明らかにし、これらを踏まえて適正な施設のあり方を検討し、再配置計画の策定に努められた。</p>	<p>公共施設白書及び再配置計画(素案)については、平成25年8月21日から平成27年3月15日までを委託期間として、ランドブレイン株式会社に業務委託し作成を進めております。平成25年度には「公共施設白書(暫定版)」を作成したところであり、平成26年度には市民アンケートを実施し、「公共施設白書(完成版)」及び「公共施設再配置計画(素案)」の作成を当初のスケジュールのとおり予定しております。 公共施設再配置計画の実実施計画策定については、浜田市総合施行計画等の上位計画との整合性を図りながら行財政改革担当部局で作成すべきであると考えており、実施計画策定部局が決定した際には、引継ぎを適切に行ってまいります。</p>

(3) 建設部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
建設企画課	<p>ア 改善等を求める指摘事項 (ア) 景観づくり事業補助金(万灯山公園イルミネーション点灯式)について a 要綱上、補助対象経費は「点灯式に要する費用」となっているが、実際には準備からイルミネーション撤去までを対象としており、実態に合うよう要綱の改正が必要である。 b 実績報告において、支出における領収書の確認がされておらず、適切な経費が対象となっているかどうか確認できていない。経費については、適切で</p>	<p>景観づくり事業補助金交付要綱第3条(補助対象経費)について、「補助の対象となる経費は、イルミネーションの設置、撤去及び点灯式に関する事業費とする。」に平成26年7月1日付けで改正しました。 経費について、適切であるかどうかを確認するため、実績報告提出の際に領収書の写しの添付を求め、確認します。 なお、平成25年度事業の実績報告には領収書の写しが添付されております。</p>

	あるかどうか領収書等により確認するよう改善されたい。	
--	----------------------------	--

(9) 弥栄支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
自治振興課	<p>ア 改善等を求める指摘事項</p> <p>(ア) 弥栄自治区遠距離通学補助金について</p> <p>要綱に規定される交付対象者の要件として「市税を滞納していないこと」とあるが、各申請者の納税状況を確認した経緯が見られなかった。補助金の交付決定に当たっては、要綱等を順守し、適正な事務処理となるよう改善されたい。</p> <p>なお、市税滞納状況の確認については、全庁的に統一した扱いとなるよう調整されたい。</p>	<p>平成24年度までは税業務を自治振興課で所管しており、自治振興課内で確認が可能であったため、あえて自治振興課長から自治振興課長への照会・回答文書までは作成していませんでした。しかし、本来確認調書若しくは確認をした旨の記録を残しておくべきでありましたが、結果として確認のみで起案し、経緯を残していませんでした。</p> <p>平成25年度からは税業務の所管が市民福祉課へ移行したため、自治振興課長・市民福祉課長との間で納税状況の照会・回答を文書で行い、それを添付して交付決定伺い（支出負担行為伺い）を起案するよう改善しています。</p>
	<p>(イ) 契約担当課としての事務処理について</p> <p>契約に関する事務処理に、提出書類、起案書類等の日付の誤りなどが見受けられる。所管課と確認の上、正確な事務処理をされたい。</p> <p>また、見積調書については前回監査で軽微な事項として指摘しているが、落札決定の記載等について改善されたい。</p>	<p>契約に関する事務処理については、ここ数年自治振興課の経理担当者が該当する人事異動が頻繁にあったこともありますが、経理担当者の研鑽と係長及び課長のチェックを慎重に行うよう改善しています。なお、契約事務の遅延を防ぐため、契約事務進行管理表を共有し事務処理を行っています。</p> <p>調書の落札決定の押印漏れは、最終的に開封執行者が契約事務進行管理表への転記と、調書の開封執行者、落札決定、落札者の見積書の3箇所への押印を同時に行うため、印漏れが有ったものと思われます。現在は担当者へ書類を返却した段階で、担当者が押印の確認に努めています。</p>
	<p>イ 改善等の検討を求める意見</p> <p>(ア) 浜田市弥栄自治区自治会長会助成金について</p> <p>当該助成金については、その交付根</p>	<p>浜田医師弥栄自治区自治会長会助成金交付要綱は平成19年9月4日施行、浜田市連合自治組織補助金交付要綱は平成23年4月1日施行で平成22年度</p>

	<p>拠を浜田市弥栄自治区自治会長会助成金交付要綱としているが、全庁的な要綱として浜田市連合自治組織補助金交付要綱が定められており、当該団体も補助対象者となっている。統一した取扱いとなるよう改善されたい。</p>	<p>までは浜田市弥栄自治区自治会長会助成金交付要綱を根拠としていました。交付要綱の内容はほとんど同じで、監査調書に記載した交付根拠に浜田市連合自治組織補助金交付要綱に記載すべきでしたが、事務的なミスで浜田市弥栄自治区自治会長会助成金交付要綱と記載していました。しかし、同種の交付要綱が混在する必要はないため、浜田市弥栄自治区自治会長会助成金交付要綱については廃止とします。</p>
--	--	---